

昭和三十一年法律第八十三号

首都圈整備法

目次

第一回 総則（第一条・第二条）	第二章 國土審議会の調査審議等（第三条・第四条）
第二回 國土審議会の調査審議等（第五条から第十七条まで）	第三章 首都圈整備計画（第十八条）
第三回 國土審議会（以下「審議会」という。）	第四章 首都圈整備計画の実施（第二十一条）
第四回 國土審議会の意見を述べることができる。（国土交通大臣に意見を述べることができる。）	第五章 附則（第三十二条）
第五回 第十九条及び第二十条削除	

第三章 首都圈整備計画

（首都圈整備計画の内容）

第一条 総則（第一条・第二条）	第二十一条 首都圈整備計画は、政令で定めるとする。
第二回 國土審議会の調査審議等（第五条から第十七条まで）	二 既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区城の整備に関する事項で次に掲げるものについて定めるものとする。
第三回 國土審議会（以下「審議会」という。）	一 首都圈内の人口規模、土地利用の基本的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。
第四回 國土審議会の意見を述べることができる。（国土交通大臣に意見を述べることができる。）	（目的）
第五回 第十九条及び第二十条削除	（定義）

第一条 総則（第一条・第二条）	二 既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区城の整備に関する事項で次に掲げるものについて定めるものとする。
第二回 國土審議会の調査審議等（第五条から第十七条まで）	（首都圈内の人団規模、土地利用の基本的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。）
第三回 國土審議会（以下「審議会」という。）	（定義）
第四回 國土審議会の意見を述べることができる。（国土交通大臣に意見を述べができる。）	（目的）
第五回 第十九条及び第二十条削除	（定義）

を聴いて決定するものとする。この場合において、国土交通大臣は、関係都県から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

（首都圈整備計画の決定）

第一条 総則（第一条・第二条）	第二十一条 首都圈整備計画は、国土交通大臣が、既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、首都圏の地域内での産業及び人口の適正な配置を図るために必要な措置があると認めるときは、既成市街地及び近郊整備地帯以外の首都圏の地域のうち、工業都市、住居都市その他の都市として発展させることを目的とする。
第二回 國土審議会の調査審議等（第五条から第十七条まで）	（首都圈内の人団規模、土地利用の基本的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。）
第三回 國土審議会（以下「審議会」という。）	（定義）
第四回 國土審議会の意見を述べ POSSIBILITY	（目的）
第五回 第十九条及び第二十条削除	（定義）

（都市開発区域の指定）

第二十五条 國土交通大臣は、既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、首都圏の地域内での産業及び人口の適正な配置を図るために必要な措置があると認めるときは、既成市街地及び近郊整備地帯以外の首都圏の地域のうち、工業都市、住居都市その他の都市として発展させることを目的とする。

（近郊整備地帯等の整備に関する法律）

第一条 総則（第一条・第二条）	第二十一条 前二条に定めるもののほか、近郊整備地帯内及び都市開発区域内における宅地の造成その他の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関し必要な事項は、別に法律で定める。
第二回 國土審議会の調査審議等（第五条から第十七条まで）	（近郊整備地帯等の整備に関する法律）
第三回 國土審議会（以下「審議会」という。）	（事業の実施）
第四回 國土審議会の意見を述べ POSSIBILITY	（事業の実施）
第五回 第十九条及び第二十条削除	（事業の実施）

（都市開発区域の指定）

第二十六条 前二条に定める規定は、前項の都市開発区域の指定について準用する。

（近郊整備地帯等の整備に関する法律）

第一条 総則（第一条・第二条）	第二十一条 前二条に定める規定は、前項の都市開発区域の指定について準用する。
第二回 國土審議会の調査審議等（第五条から第十七条まで）	（近郊整備地帯等の整備に関する法律）
第三回 國土審議会（以下「審議会」という。）	（事業の実施）
第四回 國土審議会の意見を述べ POSSIBILITY	（事業の実施）
第五回 第十九条及び第二十条削除	（事業の実施）

